

茨木市 わがまち特例一覧

令和8年9月現在

	対象資産	区分	茨木市の 特例割合	根拠法令	備 考
1	下水道除害施設	償却	4/5	・地方税法附則 第15条第2項第5号	取得期限：令和4年4月1日～令和10年3月31日取得
2	汚水又は廃液処理施設 （電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く）	償却	1/2	・地方税法附則 第15条第2項第1号	取得期限：平成30年4月1日～令和10年3月31日
3	浸水想定区域内の地下街所有者等の浸水防止用設備	償却	2/3	・地方税法附則第15条第27項	取得期限：平成26年4月1日～令和11年3月31日
4	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等	家屋 (固・都) 償却	3/5	・地方税法附則 第15条第13項	取得期限：平成27年4月1日～令和11年3月31日
5	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法附則 第15条第13項但書	取得期限：平成27年4月1日～令和11年3月31日
6	サービス付き高齢者向け貸家住宅 （国の補助を受けたものに限る）	家屋 (固)	2/3	・地方税法附則第15条の8第2項	取得期限：平成27年4月1日～令和9年3月31日
7	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 【太陽光発電（ペロブスカイト太陽電池）】	償却	1/2	法附則 第15条第24項第1号 イ	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
8	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 【特定水力発電設備（5,000kw未満）】	償却	1/2	法附則 第15条第24項第1号 ロ	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
9	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 【特定地熱発電（1,000kw以上）】	償却	1/2	法附則 第15条第24項第1号 ハ	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
10	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 【バイオマス発電（10,000kw未満）】	償却	1/2	法附則 第15条第24項第1号 ニ	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
11	特定風力発電設備のうち ・認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備（地球温暖化対策の推進に関する法律） ・認定設備整備計画に従って取得した設備（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律）	償却	2/3	法附則 第15条第24項第3号 イ	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
12	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 【特定地熱発電（1,000kw未満）】	償却	2/3	法附則 第15条第24項第3号 ロ	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
13	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 【特定水力発電設備（5,000kw以上）】	償却	3/4	法附則 第15条第24項第4号	取得期限：平成8年4月1日～令和11年3月31日取得
14	市町村の認可を得たものが児童福祉法の規定により家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る）	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法349条の3第27項	取得期限：平成29年4月1日以降（終了の規定なし）
15	児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る）	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法349条の3第28項	取得期限：平成29年4月1日以降（終了の規定なし）
16	児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが事業所内保育事業（定員5人以下であるものに限る）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る）	家屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法349条の3第29項	取得期限：平成29年4月1日以降（終了の規定なし）
17	緑地保全・緑化法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地（有償貸付は除く・対象土地は、緑地の量的拡充又は質的向上に資する一定の要件に該当すると証明されたもの）	土地 (固・都)	2/3	・地方税法附則第15条第31項	取得期限：平成29年4月1日～令和9年3月31日

茨木市 わがまち特例一覧

令和8年9月現在

	対象資産	区分	茨木市の 特例割合	根拠法令	備 考
18	長寿命化促進工事を行った ・管理計画認定マンション ・助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係る マンション	家屋 (固)	1/2	・地方税法附則第15条の9の3	工事期間: 令和5年4月1日～令和9年3月31日
19	一体型滞在快適性等向上事業における滞在快適性等 向上施設等	土地・家 屋 (固・都) 償却	1/2	・地方税法附則第15条第36項	整備期間: 令和6年4月1日～令和10年3月31日
20	バリアフリー改修が行われた特別特定建築物	家屋 (固・都)	1/3	法附則 第15条の11	工事期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※各特例についての詳細は各特例のページをご覧ください。資産税課までお問い合わせください。